

【貸与奨学金】第一種(無利子)／第二種(有利子)奨学金

「進学届」手続き要領

対象者

令和3年4月に本学に入学する新入生で、高校等在学時に大学進学後の
貸与奨学金に申し込み、採用候補者に決定している方

正式に奨学生となるためには、インターネットによる「進学届」の提出等の手続きが必要です。予約申込みを行った高校等を通じて配付された冊子「貸与奨学生採用候補者のしおり」に記載された内容に従って、必ず指定する下記期限までに以下の手続きを行ってください。

手続きをしない場合、採用候補者の権利が無効となりますので、手続き期限等に十分ご注意ください。

※給付奨学金と貸与奨学金に併せて採用候補者になっている方は、給付奨学金の手続き方法も併せてご確認ください。

また、給付と貸与で重複している必要書類(◇)は1部だけ提出してください。

1. 「採用候補者決定通知【進学先提出用】」に必要事項を記入

高校在学時に学校を通じて受け取っている上記書類を準備し、採用候補者となっている奨学金は入
学料・授業料免除が伴う「給付奨学金」なのか、「貸与奨学金」なのか、給付・貸与両方なのかを確認
し、裏面にある【進学後記入欄等】に必要事項を記入する。

(“学籍番号”の欄については、学生番号を記入してください。不明の場合、無記入で構いません。)

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和3年度大学等奨学生採用候補者決定通知
【進学先提出用】

令和2年10月15日

登録番号	99999901-100-00999
学年等	3年 10組
出席番号	A000001
氏名	学校用 見本 (※ 2023年 3月)
	*99999901 #5999999

交付書類コード=F
※ コードにより交付される書類が異なります。封筒の裏面に記載してください。

独立行政法人日本学生支援機構

1. 選考結果

選考結果	貸与奨学金	
	第一種奨学金	第二種奨学金
候補者決定	候補者決定	候補者決定

2. 選考結果の内訳

要件確認等	給付奨学金	貸与奨学金	
		第一種奨学金	第二種奨学金
国・在留資格等	○	○	○
家族に関する基準	○	○	○
学業成績・学修状況に関する基準	○	○	○
高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○
必要書類の提出	○	○	○

注1 「○」は全要件・資格等に該当、「△」は申請時「必要書類未提出等」の理由による判定不可を含む、「-」は申請時に希望していない(もしくは希望期間の満了・期限が経過した)ため未判定であることを示します。
注2 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、マイナンバー、「奨学金申請書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国庫・在留資格に関する証明書(該当者のみ)等です。

3. 採用候補者となった奨学金の内容

利用条件	給付奨学金		貸与奨学金	
	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)
支援区分: 第1区分 社会的養育を必要とする	最高月額利用・可 奨学金奨励対象	最高月額利用・可 奨学金奨励対象	最高月額利用・可 奨学金奨励対象	最高月額利用・可 奨学金奨励対象
貸与額	最高月額	月額120,000円	最高月額	月額120,000円
返済方式	所得連動返済方式	定額返済方式	所得連動返済方式	定額返済方式
保証制度	機関保証	人的保証	機関保証	人的保証
担保の定め	利率見直し方式	利率見直し方式	利率見直し方式	利率見直し方式

注1 給付奨学金の期間は「利用条件」欄に記載の「奨学金」の適用期間に準じます。注2 貸与奨学金の期間は「利用条件」欄に記載の「奨学金」の適用期間に準じます。注3 貸与奨学金の返済額は、進学後の学校の学費・授業料、奨学金(国庫・在留資格)及び進学奨励(自宅通学・自宅外通学)により定まる金額(奨励奨学金のしおり)参照)の中から「進学後」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用・不可」と印
記されている場合は「最高月額」は利用できません。注4 第二種奨学金の返済額は、進学後の学校の学費・授業料、奨学金(国庫・在留資格)及び進学奨励(自宅通学・自宅外通学)により定まる金額(奨励奨学金のしおり)参照)の中から「進学後」にて選択します。ただし、第二種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用・不可」と印
記されている場合は「最高月額」は利用できません。注5 給付奨学金は返済不要です。

「1. 選考結果」および「3. 奨学金の内容」を確認し、奨学金の種類および奨学金の予約採用内容を確認してください。

ここをチェック！！

2. 学生支援センター窓口へ必要書類を提出

提出期間: 令和3年4月1日(木)～4月9日(金) 17時まで (ただし、土日は除く)

提出方法

窓口提出 文教キャンパス学生支援センター 奨学金担当
(受付時間 10:00～12:00 , 14:00～17:00)

郵送による提出 簡易書留、レターパックなど必ず追跡ができるもので郵送し、
表面には朱書きで、「**進学届 在中**」と記入すること。

<送付先> 〒852-8521 長崎市文教町1-14

長崎大学学生支援センター 奨学金担当 (TEL:095-819-2104)

※期限に遅れた場合は、ただちに学生支援センター奨学金担当窓口へ申し出て、指示を受けること。

【必要書類】

※給付奨学金と貸与奨学金に併せて採用候補者になっている方は、給付奨学金の手続き方法も併せてご確認ください。また、給付と貸与で重複している必要書類(◇)は1部だけ提出してください。

<全員提出が必要なもの>

◇チェックリスト(新入生:予約採用候補者)

- ・長崎大学HPより様式を入手し、記入すること。

◇採用候補者決定通知【進学先提出用】

- ・前述1の内容にあるとおり、裏面の必要事項を記入しておくこと。

◇奨学金振込口座の通帳のコピー

- ・学生本人名義の普通預金(通常貯金)口座を届け出ること。

銀行名・支店名・口座番号記載の頁(1ページ目)のコピーを提出すること。

<取扱いができない金融機関>

農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行(楽天銀行、ジャパンネット銀行等)、その他一部の銀行(新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行)

◇レターパックライト(青色:370円)

- ・以下の指示のとおり記入すること。

※奨学生証など採用関係書類が大学に届いた後、みなさんのお手元に送付するために使用します。

コンビニや郵便局等で購入できます。

学生番号に
bb は不要です!
bb00000000



<お届け先> 自分自身の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入

<ご依頼主> 長崎大学の情報を記入

〒852-8521 長崎市文教町1-14

長崎大学学生支援センター 奨学金担当

095-819-2104

<品名> 貸与奨学金採用関係書類

<ご依頼主様用保管シール(緑のシール)>

QRコード横の余白部分に、学生番号を記入

※シールははがさずに、大学へ提出

＜入学時特別増額貸与奨学金に採用されている方のみ＞

採用候補者決定通知の「3.採用候補者となった奨学金の内容」で、入学時特別増額貸与奨学金(有利子)の利用条件: 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込必要となっている方は、下記の書類の提出が必要です。不要となっている方は、提出は必要ありません。

※ただし、入学時特別増額貸与奨学金を辞退される方は提出不要です。進学届入力時に入学時特別増額貸与奨学金は「希望しない」を入力してください。労働金庫の入学時必要資金融資(労金つなぎ融資)を受けている場合は辞退できません。

□入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書(日本学生支援機構様式)

※申し込みを行った高校等から配付された「採用候補者決定通知」の書類一式に入っています。

□日本政策金融公庫発行の「融資できない旨」を記載した通知文コピー

※「国の教育ローン」への申し込みは各自で行う必要があります。審査には時間がかかりますので、早めに手続きください。

3. WEBから進学届の提出 …令和3年4月1日(木)～4月22日(木) 23:59 まで

上記2の提出書類と引き換えに、インターネット入力に必要な「ID及びPW」と「下書き用紙」を学生支援センター奨学金担当窓口で受け取る。

4/1～4/22の期間に、下書き用紙を記入し、日本学生支援機構スカラネット上で進学届を提出する。

4. 貸与奨学金の振込 …令和3年4月21日(水)または5月14日(金)

WEB上で上記3の進学届を、

・4/1～4/7の期間に提出した場合：初回振込4月21日(水)

・4/8～4/22の期間に提出した場合：初回振込5月14日(金)※2ヶ月分まとめて振込

となるので、各自通帳に記帳して、入金を確認する。

5. 採用関係書類を郵送で受け取る

上記2で提出したレターパックライトで、自身で記入したお届け先に郵送される「採用関係書類」を受け取る。受領後は「貸与奨学生のおてびき」をダウンロードした上で熟読し、奨学生証をいつでも確認ができるように保管しておく。

(今後の手続き時には、奨学生番号が必要となるので、写真を撮ってスマホに保存しておくとう便利です。)

6. 「返還誓約書」等の提出

上記5で受領した採用関係書類のうち、「返還誓約書」等の提出が必要な書類を準備し、指定された提出期限までに学生支援センター奨学金担当窓口へ提出する。

7. 継続手続きの入力 …12月～1月予定

貸与奨学金の受給にあたり、来年度も奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年1回、日本学生支援機構にインターネットを通じて報告する義務があるため、学内掲示板・大学HP・NU-Web 掲示

